

神奈川県社保協ニュース

神奈川県社会保障推進協議会 【NO. 24-3】 2024年8月31日発行
横浜市中区桜木町3-9 平和と労働会館6F TEL045-201-3900 FAX045-212-5745

いまの保険証とマイナ保険証の両立を求める運動を広げよう!!

8月22日(木)、猛暑の中、7団体21人(うち保険医協会の開業医5人)が参加して「なくすな保険証!神奈川県連絡会」の伊勢佐木町有隣堂前の宣伝行動を実施しました。人通りも少なかったのですが、チラシ・ティッシュ700枚が1時間でなくなりました。「いままでどおり保険証を使いますカード」も配りました。

12月2日からいまの健康保険証が使えなくなるようなキャンペーンがすすめられていることから、「いまの保険証は一年間使えます」。その後も「いまの保険証と変わらない資格確認書が発行され」、「マイナ保険証にしなくても医療にかかれます」。「10月からはマイナンバーカードへの保険証の紐づけを解除できます」など訴えました。「保険証を残してください署名を広げています」と訴えると、次々と署名台に押し寄せ、署名47筆集まりました。「署名を広げます」と署名10数枚を持ち帰る人も現れました(うれしい悲鳴!!!)。



「なくすな保険証!神奈川県連絡会」の次の宣伝行動は、9月14日(土)15:30~保険医協会が横浜駅西口での宣伝行動に合流します。各団体からの積極的な参加をお願いします。

神奈川県・27市町村の9月議会に意見書採択の請願・陳情を提出!!

各地域社保協、保険医協会、建設労連、年金者組合などは、神奈川県と27市町村の9月議会に、「現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出」を求める請願・陳情を提出しました(神奈川県内では、すでに座間市、愛川町、鎌倉市、海老名市、南足柄市、葉山町の6市町で国に「現行の保険証を残す」意見書を提出しています)。今後、それぞれの議会での審議、意見陳述が始まりますので、一つでも多く請願・陳情が採択できるよう奮闘しましょう。

9.20「マイナ保険証の問題点を考える」シンポジウム

〈主催〉神奈川県弁護士会

9月20日(金)17:30~19:30 神奈川県弁護士会館5F大会議室とZOOMで、神奈川県弁護士会主催の「マイナ保険証の問題点を考える」シンポジウムが開催されます。保険医協会事務局次長の知念哲さんも講演しますので、参加をすすめてください。

プログラム

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1 医療データの利活用とプライバシー保護 | 武藤 糾明 弁護士 (福岡県弁護士会) |
| 2 マイナ保険証の問題点と今後の展開 | 知念 哲 氏 (神奈川県保険医協会事務局次長) |
| 3 マイナ保険証に対する日弁連の取り組み | 彦坂 敏之 弁護士 (神奈川県弁護士会) |

場所

① 神奈川県弁護士会館 5階大会議室
事前申込不要 定員 100名 (先着順)

② WEB (Zoomウェビナー) での参加
下記URLまたは右のQRコードからお申込みください。



https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_CTIMQssLTy-ty6eS_-hUOw#/registration

「現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出の陳情」不採択!!

8月23日、かながわ労働プラザで、後期高齢者医療神奈川県広域連合議会が開催されました。傍聴には、年金者組合、横浜社保協、川崎社保協の他、港南区から多くの人々が参加し、20人を超えました。広域連合議会は、3月末とこの時期の2回開催され、今議会は、2023年度決算の認定をしました。

広域連合議会に、「なくすな保険証！神奈川県連絡会」より「現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出」を提出しました。（議運で不採択とし）本会議で、横浜市のみわ智恵美議員（日本共産党）が陳情に賛成討論しましたが、議運の不採択の決定について賛成起立を求めたところ、みわ議員以外全員起立しました。残念ながら陳情は不採択となりました。

後期高齢者医療 神奈川県広域連合議会



みわ議員（右から7人目）と傍聴参加者

相模原社保協、相模原市・国保年金課と懇談

7月31日 14:00～15:30 民商会館で相模原市国保年金課：課長以下6名、社保協9名（保険医協会、年金者組合、民商、医療生協、新婦人、共産党市議団、県社保協）参加で懇談しました。

最初に、県社保協は全市町村国保担当の懇談を行うことにしているが今回の懇談が県内トップとなることを述べました。懇談は率直に、しかも詳細にわたって、友好的に行なわれました。



1. 今年度の賦課状況について

- 予算検討時には納付金を納付するためには22億円足りないと判断し、基金の半額11億円を取り崩した。賦課後の状況で一人平均税額が110.3%、事業納付金が103.8%となり、税率改定で平均7.4%アップとなったが、所得が伸びた結果、税額が増えたと思われる。剰余が見込めるようになったら、基金からの額を減らすことになる。
- 10月からの条件緩和による社保への移行は全国で45万人、相模原では数百人か。コロナ禍で一人当たり医療費は下がったが、一時的であって、すぐに戻り、今後も医療費上昇のトレンドは変わらない。
- 県内保険料率統一については、当市の医療費水準は低い方なので $\alpha=0$ はきつい。

2. 国保税滞納と収納率について

- 滞納世帯が1年で5千世帯減っている（21年度と22年度比較）。被保険者の減少、23年度も減っているだろう。
- 差押え件数の増は市税と国保税の滞納を一体として対応することになり、これまで市税だけの差押えだったものが国保税も一緒にした結果。職員一人当たりの件数は債権対策課が職員一人当たり300人、差押えが年間一人300件、少ない人は50～100人。職員数は増員を要望はしているが、増えない。差押えの項目はあまり大きな変化はない（2022年度と2023年度比較）。<※直近のデータは頂くことを要望した>給料の差押えでは毎月2万円程度で5か月のケースが多い。差押えはあくまで担保。仮に全額払い終われば解除となる。

3. マイナ保険証について

- 国保被保険者でマイナ保険証登録済の人は24年3月時点で53.4%70,956件、4月の利用率が7.9%である。
- マイナ保険証を持っていない人には「資格確認書」を送る。「資格情報のお知らせ」は全員に送る。来年7月に全員に何らかのものは送る。マイナ保険証を使いたくない人は、保険証紐づけを解除すればよい（10月から可）。
- 資格確認書の期限は1年。これまでの保険証と同様の期間としている。（資格確認書について周知徹底を要請した）保険証の更新時に、来年7月まで現行の保険証が使えること、資格確認書を送ることも国保のしおりに明記している。マイナ保険証のミスは入力に必要な社会保険、協会けんぽなどで多く、相模原国保では少ない。

4. 短期保険証と資格確認証

- 短期保険証と資格確認証は7月にゼロとなる。医療費100%を支払い後償還払いとなる「特別療養費」は事前に相談してもらうことで極力発行しないようにしたい。医療を制限したい趣旨ではないので、相談に来てほしい。
- <「保険者努力支援制度」でマイナ保険証の利用率目標をどう設定しているかの質問に対し>全国で上位に行かないと得点にならない。<最新の保険者努力支援制度得点表を送ってもらうよう要請した>

<相模原市社保協・中屋事務局長より>

大磯町・町民福祉部町民課と懇談

8月27日16:00～大磯町町民福祉部町民課：添田課長と石井さん、社保協5名（保険医協会、平塚民商、県民商、県社保協2名）で懇談しました。短時間の設定であったため、冒頭から要請書への回答を先方から行ってもらう形で進行しましたが、先方からは率直かつ丁寧な回答がなされ、友好的な懇談でした。



1. 保険料（税）の状況、神奈川県国保運営方針について

- 昨年10月からの被用者保険の対象拡大により国保の被保険者が減り、低所得者が多く残った。算定方法の変更、税率額の改正もあり、前年比で保険料が跳ね上がるため、基金は全額取り崩し、法定外繰り入れも行ったが賸りきれず、引き上げざるを得なくなった。比較的所得に余裕のある人が抜けてしまったこと、また平等割への反映もあることから、世帯数が減ってしまったことも影響が大きい。
- 医療費水準が1→0.6になったことは大きい。令和6年度から3カ年は医療費水準0.6だが、県からの補填額は段階的に目減りする。税率額をどれだけ引き上げるか、法定外繰り入れをやるべきか、町としてよく考えなければならぬ。
- 国保財政が厳しいのは大磯町だけではなくどこも同じだと思う。国や県から補填額をもっともらえないものかと考えている。

2. 国保税の軽減に向けた要望について

- 子どもの減免割は昨年も要望いただいたが、他の方への保険税が膨らむため現状では考えていない。それよりもなるべく税率額を上げない方向で進めたい。
- 法定外繰り入れは今年から、国保だけでなく、保健事業（特定健診や特定保健指導など）にも行っていることが大きな特徴。昨年までは保健事業も全額保険税でやっていたので。来年度からも、保健事業には一般会計から全額法定外繰り入れしていく方向だ。
- 保険料引き下げのための法定外繰り入れも行っている。これは保険者努力支援制度の減算項目に該当するが、致し方ない。

3. 国に対して要望してほしいこと

- 法定外繰り入れについて、保険者努力支援制度でマイナス査定をすることをやめてほしいという要望は、国に行っていきたい。
- 国に対して健康保険証とマイナ保険証の“両立”を求めることは、立場的になかなか難しいことをご理解いただきたい。資格確認書も同様式で交付するので、そちらで対応していく。

4. マイナ保険証について

- 現在の被保険者数は6,234人で、マイナ保険証の保有者は3,522人。保有率は57%（7月17日現在）。利用率は、11.6%（同）だ。
- マイナ保険証を持っている方には、「資格情報のお知らせ」を交付する。
- マイナ保険証を持っていない方も心配ありませんよ、受診できますよ、と被保険者に知らせることは重要なことだと思ったので、この要請書をFAXでもらって早速、担当課内で協議し、マイナ保険証は任意であることをホームページで告知する手配をした。近日中に反映されると思う。郵送でのお知らせでも字を大きくして目立たせるようにした。
- 滞納者への特別療養費の対応はできる限りやらない方針。納税相談で、その方の生活状況などを細かく聞き取りをし「〇月まで待ってほしい」などの要望になるべく応えるようにしている。滞納している方も、滞納したくて滞納しているわけではない。今の対応で特段苦情はない。逆に、良い対応をしてもらった、という感謝の声ももらった。

＜保険医協会・田中麻衣子事務局次長より＞

9月下旬以降、残り31市町村の国保担当課との懇談を実施します

秋に全33市町村の国保担当課と懇談し、市町村国保の保険料（税）の状況についてお聞きし、「資格確認書」の全員交付を要請します。すでに、相模原市と大磯町との懇談が終わりました。多くの自治体との懇談は10月以降となります。各市町村懇談の日程については、調整し確定しだい発表します。

地域・団体から多くの方の参加をお願いします。

